

従業員の体調不良どう対応??

従業員のなかに倦怠感や微熱を訴える方が現れた場合、昨今の状況下ではどのような対応をすべきでしょうか。

◆当座は病欠欠勤

本人から病欠を申し出ている場合、当座は通常の病欠欠勤扱いでよいでしょう。有休の申し出があれば取得させてあげることが望ましいです。

◆病状把握に努める

症状が新型コロナウイルスによるものか、初期段階では確認は困難です。自宅静養に努めさせながら、会社側も状況をこまめに把握しましょう。

特に以下の条件にあてはまる場合は、最寄りの保健所などに設置される「帰国者・接触者相談センター」に相談してください。

①風邪の症状や37度5分以上の発熱が4日以上続く場合（解熱剤を飲まざるをえないときを含む）



②強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合

◆数日で症状が軽快したら?

会社と労働者でよくお話し合いの上決断するしかありませんが、即座に職場復帰させることはリスクがあります。可能な限り2週間程度の休業やテレワークを検討しましょう。

休業させる場合はその間、休業手当を支払う必要がありますが、リスク回避のためには致し方ないところです。

◆賃金補てんの整理

・感染が確認された↓
・労務不能であるため健康保険の傷病手当金を申請。
・症状ないが休業させた↓会社社が休業手当を支給。

登録はお済みですか?

建設キャリアアップシステム

建設キャリアアップシステムとは、建設現場で働く技能者の情報や現場での就業履歴、保有資格、社会保険の加入状況などをICカードに登録、蓄積し、経験を「見える化」する仕組みです。

このシステムの活用により、技能者の実力や経験に見合った評価や待遇を受けられる環境を整え、人材の確保と育成につなげるのが目的です。

◆事業所のメリット

- ・技能者の就業状況を簡単に確認
- ・現場管理の効率化
- ・事務作業の効率化
- ・経審の評価アップの可能性

◆すぐに登録が必要?

外国人技能実習生を受け入れる事業者は事業所登録、技能者登録ともに必須です。また公共工事等ではシステム登録に伴う加点を検討しているところもあ



・他の従業員も休ませた（店舗閉鎖や一斉休業）↓会社が休業手当を支給。
会社社が休業手当を支払う場合は雇用調整助成金の利用を検討すべきです。

※本稿は4月6日時点での情報を基に掲載しております。今後の政府発表等により内容が異なる可能性があることをご承知ください。

り、普及に向けた取り組みが始まっています。

◆登録は事業所↓技能者の順番

登録は、建設業に関わる事業所と技能者が対象です。申請方法は、
①インターネット申請
②郵送申請
③窓口申請
④行政書士による申請
などがあります。



雑感



※このたび、堺事務所を開設しました。

場所は、北野田駅の近くです。ビルの4階の小さな部屋ですが、当法人にとっては念願久しかった堺進出です。4月より、堺事務所へ私、正垣杉雄が赴任しました。

※70歳を超えた者のすることかと自嘲の気持ちがないとは言えませんが、ワクワクする気持ちのほうが勝っています。頑張つて堺市場を開拓したいと思えます。

※本来は、お目にかかりご挨拶申しあげべきですが、お許しください。ここまで育てていただいた御礼と今後の決意を紙面を借りてお伝えし、引き続きご支援のほどよろしくお願ひ申しあげます。（副所長

【電話・FAX】

072 (289) 7656